

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号に規定する知事が別に定めるもの(政策的事項)(修正案)

政策的事項
① <u>川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダム関連で実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項</u>
② <u>水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項(ただし、診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。)</u>
③ ハンセン病施策に関する事項
④ 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項
⑤ 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害、平成24年発生熊本広域大水害に関する事項
⑥ <u>平成14年発生</u> レジオネラ菌感染問題対策、 <u>平成21年発生</u> 新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項
⑦ 平成16年発生BSE(牛海綿状脳症)対策、平成22年宮崎県発生口蹄疫対策に関する事項
⑧ 市町村合併及び熊本市の政令指定都市移行に関する事項
⑨ <u>有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進捗管理に関する事項(ただし、個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。)</u>
⑩ <u>天草空港の構想、建設及び開港に関する事項</u>
※ <u>①から⑩に該当する事項が記録されている文書であっても、次の文書は除く。</u> <u>ア 複数の部局で重複して保有している重複文書のうち、主管課以外が保存している文書【重複文書】</u> <u>イ 庶務、服務、経理その他の定型的業務を遂行していく過程で作成又は取得される文書【定型的業務に関する文書】</u>